

2019年11月1日

社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会（第10回）

生活保護法における日常生活支援住居施設の位置づけについて

山田壮志郎（日本福祉大学）

1. 日常生活支援住居施設の基本的な考え方

- 日常生活支援住居施設は、改正生活保護法第30条に明記された施設だが、同条の骨格は改正前から変更されていない。生活保護法第30条の骨格は、居宅保護を原則とした上で、①これによることができないとき、②これによつては保護の目的を達しがたいとき、③被保護者が希望したときに施設保護が可能であるというものであり、この施設保護を行う場所の一つとして、日常生活支援住居施設が新たに追加された。

生活保護法第30条

生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。

2 前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。

3 保護の実施機関は、被保護者の親権者又は後見人がその権利を適切に行わない場合においては、その異議があつても、家庭裁判所の許可を得て、第一項但書の措置をとることができる。

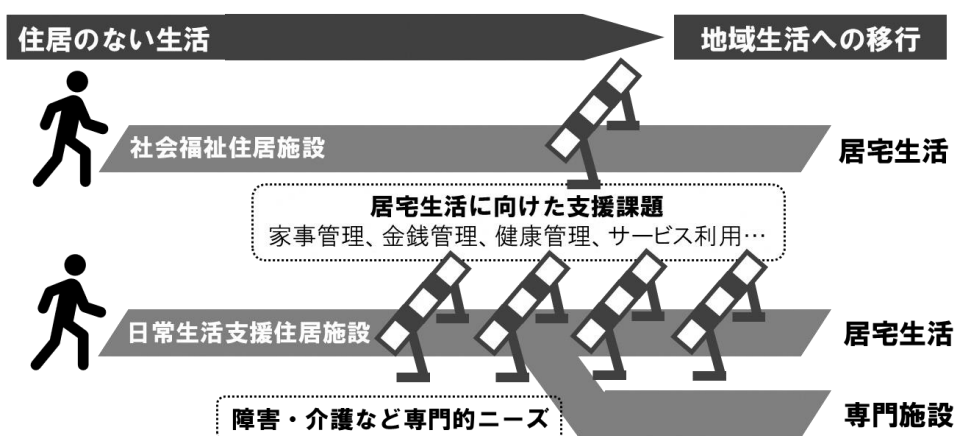
- つまり、日常生活支援住居施設での保護は、居宅保護原則の例外に位置付けられるものであり、なぜ「これによることができない」のか、なぜ「保護の目的を達しがたい」のか、「被保護者が希望」しているのかどうかといった点について、慎重に判断されなければならない。いうまでもなく、この判断を行う主体は、保護の実施機関としての福祉事務所である。
- 前回までのヒアリングを通じて、居宅生活が困難になる要因には様々なものがあることが分かった。家事、健康管理、金銭管理、サービス利用調整など、居宅生活に向けたハードルを多く抱えている人は、手厚い支援を必要とし、また居宅生活に移行するまでに要する期間も相対的に長期化すると考えられる。
- 社会福祉住居施設の対象者は、こうした居宅生活への移行に向けたハードルが比較的少なく、一時的な居住場所が確保され「状況把握及び軽微な生活上の相談等」¹があれば居宅生活が可能となる人と考えられる。これに対して、日常生活支援住居施設の対象

¹ 厚生労働省社会・援護局長「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（社援発0910第3号）第4-3-(2)-カ。

となる人は、居宅生活への移行に向けたハードルが比較的多く、社会福祉住居施設の最低基準よりも手厚い支援を必要とする人であると考えられる。あるいは、障害や介護など、より専門的なサービスへのニーズを抱える人の場合、日常生活支援住居施設における支援でも十分ではなく、特別養護老人ホームや障害者グループホームなど専門施設への入所が必要となる人もいるかもしれない。

○いずれにせよ、これらの支援課題を克服し、居宅生活や専門施設での生活を含めた地域生活に移行していくことができるよう支援することが、日常生活支援住居施設の役割であるとする。

※その意味では、第8回検討会の資料2の3ページ目（生活保護受給者の住まい確保と支援のあり方に関する全体整理（案））や、同参考資料4ページ目（居宅生活移行総合支援事業（仮称）の実施）に示されている図において、居宅生活への移行に向けた支援についての左向き矢印の始点が無料低額宿泊所に置かれているように見えるが、本来であれば日常生活支援住居施設（さらに言えば保護施設）も含めるべきである。



2. 日常生活支援住居施設のあり方に関する留意点

(1) 個別支援計画の支援目標について

- 以上の基本的な考え方に立てば、個別支援計画の作成を事業者に求めることとした場合、その支援目標は「地域生活への移行」を基本とすべきである。
- 抱えているニーズや必要とする支援は入所者によって異なるが、いずれにしても、居宅生活ないし専門施設での生活を含めた地域生活に移行できるよう支援していくことが、日常生活支援住居施設の役割となる。居宅生活に向けたハードルが多い人は、移行に時間を要するが、たとえ時間はかかったとしても、どうすれば地域生活に移行できるようになるかということの基本目標に据えて、個別支援計画を立案すべきである。
- また、地域生活への移行に向けた課題や必要とする支援は日々変化するため、他法事業の支援計画に倣い、3か月～6か月程度で定期的にモニタリングする必要がある。

(2) 入所の必要性の判断について

- 生活保護法第 30 条の規定にあるように、日常生活支援住居施設への入所は、他の生活保護施設と同様、実施機関が事業者に委託して行うものであるため、入所の必要性は福祉事務所が責任をもって判断するものである。
- したがって、入所を決定する際には、当該対象者について、なぜ居宅保護が困難なのか、なぜ居宅保護では保護の目的を達しがたいのかについて、福祉事務所が責任をもって判断しなければならない。判断の根拠・理由を文書で示すなどして、説明責任が担保される必要がある。
- また、入所中においても、入所者の状況を日常的に把握している施設管理者の意見や個別支援計画のモニタリング結果を十分に踏まえながらも、引き続き入所を継続すべきかどうかを判断する主体はあくまで実施機関である。この際の判断の根拠についても、文書で示すなどして、説明責任を担保するようにすべきである。
- いずれにせよ、実施機関宛て通知などを通じて、①日常生活支援住居施設への入所の判断主体は福祉事務所にあるのであり、責任をもって運用すること、②生活保護法第 30 条の趣旨（居宅保護が原則であること、施設保護の必要性を慎重に検討すべきこと、入所を強制できると解釈してはならないこと）を十分に踏まえた上で入所の必要性を判断すること、③他のサービス活用等を図ることによって居宅生活が可能な場合は居宅保護を優先することを徹底する必要がある。

以上のように、地域生活への移行に向けたニーズや課題を複合的に抱えている人にとって、手厚い支援が提供される日常生活支援住居施設の果たす役割は大きい。しかしながら、日常生活支援住居施設だけが充実しても、地域生活への移行支援は実現できないと思われる。

したがって、本検討会の直接的な検討課題ではないものの、被保護者の居宅生活を支えられるような福祉事務所ケースワーカーの十分な配置、公営住宅への入居促進や低家賃住宅の確保、住宅セーフティネット制度との連携など生活困窮者向け住宅政策の拡充など、地域生活への移行が可能となるような環境整備も引き続き進められる必要があることを付言したい。

以上